

「地域密着型サービス事業所の開設」（資料2）の質疑を受けて確認した内容について

質疑内容	事業者を確認した内容
1 事業概要書3の「職員体制」について。機能訓練指導員とあるが、どのような資格を持った職員なのか。理学療法士であれば、そのように記載したほうが良いのではないか。	理学療法士であることを確認しました。資料2の機能訓練指導員という表現は、理学療法士に修正します。
2 事業概要書3の「職員体制」について。この職員体制で、どのようにシフトを組み、どのような内容で実施するのかを具体的に記載してもらいたい。	開設時の定員は「2単位10名」に修正し、シフトは管理者1名、生活相談員1名、理学療法士1名、介護職員2～3名による体制を適切に組んでまいります。 なお、将来的に「2単位定員18名」とする際は、基準を充足する人員増を図ります。 また、機能訓練内容としては、理学療法士等が4～5名の利用者をグループ化して、座位腿上げ動作、テーブルを使った足踏み、椅子での立ち座り運動、ステップ台を用いた昇降運動などを行う予定です。
3 事業概要書7の「事業の特色」での記載について、開放感あふれる空間で訓練を行うことと、介護施設への通所を躊躇される方も「行きたいな」と思えることは別なので、表現について一考を。	18名定員の場合は54㎡が最低基準のところ、100㎡以上の機能訓練室を備えていることを端的に表現した文章に修正します。
4 別添2-2の案内図について。線路脇の建物だが、騒音についてはどうか。何か対策をしているのか。	周囲には、線路に近接した住居物件が多数ある中で、今回の計画では、線路側に避難通路（幅員1.2～2.7m）及び砂利スペース（幅員2～2.7m）を確保することにより、騒音に配慮しています。
5 別添2-3の平面図について。トイレは車いす用と普通の2種類あるが、トイレ1の方には手洗い場はあるのか。医療用のストーマのパウチ置場のようなものも必要になってくるのではないか。	手洗い場は、トイレ1・2共にトイレ脇の2基を使用します。 なお、トイレ1にはストーマの洗浄に使用可能なケアサポート水栓（一般洋風便器の給水管に取り付ける設備で、シャワーホースを利用して便器鉢内で使用ずみのパウチなどの洗浄が可能）を設置することにしており、これを利用者が使う場合は必要に応じて介護職員がフォローしていきます。
6 別添2-3の平面図について。事務室と相談室の仕切りがカーテンとなっているが、普通のカーテンではなくて防音機能があるカーテンという理解でよいか。	相談室は、事務室の奥に設置するため、相談内容がほかの利用者等に聞こえることはないと考えておりますが、ご指摘を踏まえ、防音カーテンを設置することとします。
7 別添2-3の平面図について。出入口が2か所設けられており、上の方が恐らく線路側の出口になると想像される。ここは避難通路の一箇所ということと思うが、車いす等を利用する方にとっても十分な通路の幅が確保されているのか。	当該避難通路となる部分は、平坦で、かつ幅員は1.2～2.7mが確保されており、車椅子利用も特段問題ないと考えます。